

Q 有期労働契約を締結した従業員について更新を何度か行ってきましたが、業績悪化のため、今回の更新時に次回は更新しないことを内容とする合意をしようと思っています。注意することはありますか。



場合には、従業員を解雇する場合と同様に有期労働契約を終了することが制限されます。その場合

で、期間満了により労働契約が終了すると解されます(大阪地裁2002年1月13日判決参照)。不更新合意は、労働者にとって不利益ですから、それが労働者の真意に基づいていることが明らかにされる必要があります。そのため期間満了により契約終了とし、次に

**有期契約従業員との不更新合意**

**労働者の真意を明確に**

A 有期労働契約を締結した従業員については、期間満了の際に契約更新を行わなければ労働契約は期間満了で終了するのが原則です。しかし、契約を反復継続するなどして雇用継続に対する合理的な期待が認められる

でもお尋ねのように契約更新の際に不更新で合意すると雇用継続が期待されたとはいえませんが

回は更新しない旨を明確に説明した上で、それを記載した文書に署名、押印をしてもらうことが必要です。注意が必要で

また有期雇用契約が通算5年を越えて更新された場合には、労働者が申し込むことにより期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換された場合は、不更新合意の効力が否定されると考えますのでこの点も注意が必要です。  
(弁護士 松田健太郎)